

健康保険と国民健康保険 健康保険がお得

- 1 公的な医療保険には、健康保険と国民健康保険があります。言葉にすると似ている2つの保険制度ですが、よく見ると保険料や給付に大きな差があります
- 2 健康保険はサラリーマンなどが加入する保険です。細別すると2つのタイプあるのですが、少なくとも保険料の半分は事業主が負担してくれるしくみです
- 3 国民健康保険は、市町村などが運営する保険です。保険料は、すべて、被保険者(加入者)が負担します。家族の負担についても2つの制度で大きな差異があります

健康保険と国民健康保険

健康保険はサラリーマンなどが加入する会社の保険です。健康保険の被保険者(保険の加入者)の家族で、一定の収入以下の人は被扶養者といって健康保険の給付の対象になります。

健康保険に加入していない人が加入する公的な医療保険が国民健康保険です。国民健康保険の被保険者はリタイアした人、自営業者などで、市町村などが保険の運営を行います。

健康保険の保険料

健康保険には、中小企業などが加入する全国健康保険協会(協会けんぽ)と大企業などが加入する自前の健康保険組合に分けられます。

協会けんぽの場合、保険料の半額は事業主の負担となります。健康保険組合の場合は、保険料の少なくとも半分は事業主が負担することになります。

協会けんぽであっても健康保険組合であっても、健康保険は雇用関係を前提とした保険制度なので、被保険者が出産した休んだときに、手当金が支払われます。国民健康保険には、通常、この手当金はありません。

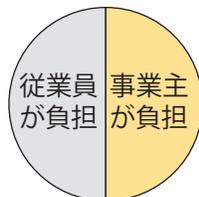


国民健康保険

国民健康保険には被扶養者の概念がありません。したがって、家族全員が被保険者になります。被保険者ですから保険料を支払うことになります。

健康保険の場合のように、保険料の一部を負担してくれる制度もありません。また、市町村単位で運営される国民健康保険では、市町村の財政状態により保険料の水準に差異があることも事実です。

健康保険の場合



配偶者・子どもなど
(一定の収入以下)

保険料不要

国民健康保険の場合



配偶者・子どもなど
(一定の収入以下)

保険料必要

ライフプランに関する相談はお気軽に

Barms
Corporation Co., Ltd.

発行元: バームスコーポレーション(有)

神奈川県川崎市宮前区土橋2-2-2-301

tel (044) 854-8480 fax (044) 856-7268

✉ pinfo@barms.jp 🌐 <http://www.barms.jp>